

# 日本心血管インターベンション治療学会 (CVIT) 認定 心血管インターベンション技師 (ITE) 制度規約

2013年7月10日制定

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この制度は、日本心血管インターベンション治療学会 (CVIT) の責任において、心血管インターベンション治療に携わり、広い専門知識と技術をそなえ、かつ積極的に心血管カテーテル室業務に従事する臨床工学技士および臨床検査技師を養成し、学識技能に優れたものを日本心血管インターベンション治療学会認定心血管インターベンション技師 (Intervention Technical Expert ; ITE) として資格を認定し、心血管インターベンション治療の恒久的な発展に寄与することを目的とする。

(心血管インターベンション技師とは)

第2条 日本心血管インターベンション治療学会認定心血管インターベンション技師とは、第1条により資格認定され、医師との協働のもとに心血管インターベンション業務に従事するものをいう。

(規約の施行)

第3条 この規約は、日本心血管インターベンション治療学会認定心血管インターベンション技師の資格認定あるいは更新を申請する場合において適用する。

## 第2章 審議会

(審議会の設置)

第4条 日本心血管インターベンション治療学会は前条の目的を達成するためにコメディカル委員会の中に心血管インターベンション技師制度審議会を置く。

2 心血管インターベンション技師制度審議会は以下の委員で構成する。

- (1) 議長 1名
- (2) 委員 若干名

(業務)

第5条 心血管インターベンション技師制度審議会は心血管インターベンション技師制度の運営に関する業務を行う。

2 業務内容の詳細は細則にこれを定める。

(委員の選出)

第6条 審議会の議長はコメディカル委員会の委員長がこれを行なう。

2 委員は代議員、コメディカル部会幹事の中から議長が若干名を選任する。議長が必要と認めた場合は、代議員以外からも委員を任命することができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(欠員の補充)

第8条 委員に欠員が生じたときは議長が必要に応じて補充を行う。補充によって選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

### 第3章 規約の改廃

(規約の改廃)

第9条 本制度にかかわる規約の改廃は、理事会の承認を経たうえで代議員総会の議決をもって決定される。

### 第4章 付則

第10条 本制度の運用の詳細は細則に定める。

第11条 本規約は2013年7月10日をもって発効する。